令和4年度 字美町立字美東小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月26日 策定 平成26年5月1日 見直し 平成28年5月1日 見直し 平成29年5月1日 見直し 平成30年4月3日 見直し 平成31年4月3日 見直し 令和2年4月2日 見直し 令和3年4月2日 見直し

1 いじめ防止の基本的な考え方

(1)基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な育成及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめ を認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止のため次の3点を基本理念として対 策を講じます。

- ① いじめは、人として許されない行為です。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって継続して**未然防止、早期発見、早期対応**に取り組みます。
- ② いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で**組織的な取組**を 進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、 教育活動の在り方と密接にかかわっており、全ての職員が日々実践します。
- ③ **いじめられている児童の立場に立ち、**その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、 最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決します。

いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身 に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁 寧な説明を行うとともに、児童、保護者、地域に対して隠蔽や虚偽の説明は行いません。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットや携帯電話を通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいいます。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及びその他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

(4) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、いじめ問題にはどのような特質があるのかを十分に認識

し、日々、未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが認知された場合の早期発見に的確に 取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①~⑦は、教職員がもつべ きいじめ問題について基本的な認識です。

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見されにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会等、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止対策委員会

いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置します。

〈構成員〉

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭、生徒指導委員会担当教員、当該学年担任、 特別支援教育コーディネーター、宇美町役場総務課安全・安心係(必要に応じて)、

スクールカウンセラー(必要に応じて)、スクール・ソーシャル・ワーカー(国房:必要に応じて)

〈活 動〉

- ① いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談 等)
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。

〈会 議〉

生徒指導委員会と合わせて月1回定例で開催する。

3 いじめの未然防止

(1) 学校におけるいじめの防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努めます。 道徳の時間には、命の大切さについての指導を行います。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通して指導します。さらに、**見て見**

ぬ振りをすることや知らん顔をすることも「傍観者」でいじめに加担していることを周知させる

- ① 学校全体で暴力や暴言を排除します。
- ② 生徒指導の機能を重視した「分かる授業」を展開し、自己有用感を高めます。
- ③「わたしたちの道徳」「あおぞら」「かがやき」「いのちのノート」を積極的に活用した授業を計 画的に指導します。
- ④ 教師は児童にとって最大の環境です。教師の不適切な発言や体罰がいじめを助長することを認識します。
- ⑤ いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について、児童・保護者に啓発します。

(2) インターネット及びスマホ・SNS等(以下「インターネット等」)におけるいじめの防止 児童及び保護者に、発信された情報の流通性、発信者の匿名性、その他インターネット等を通し て送信される特性をふまえさせます。そのために、インターネット等で行われるいじめを防止する とともに効果的に対処できるように、啓発活動や情報モラル研修会等を行います。

4 いじめの早期発見

日ごろから児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めます。また、 定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個人面談等を通して児童の悩みや保護者の不安 を積極的に受け止めます。

(1) いじめの調査等

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、 在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。

- ① インターネット等を通したいじめについての質問項目を設けます。
- ② 記名調査をする場合は、実施方法について留意事項を示します。
 - ア 児童対象いじめアンケート調査(友だちアンケート)(月1回 8月を除く)
 - イ 保護者対象いじめアンケート調査(年2回 7月、12月)
 - ウ QUテスト (年2回 5月・12月)
 - 工 教育相談週間(年3回 6月、10月、2月)
 - オ 教育相談後の学級担任等による該当児童からの詳しい聞き取り調査(教育相談週間後 6 月、10月)

(2) いじめの相談体制

児童及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② いじめ相談・通報窓口の設置

(3) いじめの早期発見

- ① 昼休み等授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察します。
- ② いじめが認められた場合の児童の変化の様子を保護者に連絡し、速やかに学校に相談するよう 促します。

5 いじめの相談・通報窓口

いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行い対処します。

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

- ① 教頭
- ② 主幹教諭
- ③ 生徒指導担当
- ④ 特別支援教育コーディネーター 山下 修二
- ⑤ 養護教諭 小山 麻紀

(2) 学校以外のいじめ防止相談・通報窓口

① 宇美町教育委員会学校教育課

- ② 福岡県教育センター 教育相談班
- ③ 福岡県粕屋保健福祉事務所 家庭児童相談室

6 いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が認知された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた 児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行い ます。

(1)発見から組織的対応までの展開

1 いじめの情報のキャッチ

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・日記等から気になる言葉を発見
- ・児童や保護者からの訴え
- いじめアンケートからの発見
- ・地域住民、CSからの情報提供

最初に 認知した 職員 (同学年) 校 長 枚 長 枚 長 枚 長 数 頭

【 〉 いじめ対策委員会の立ち上げ

2 対応チームの編成

校長、教頭、主幹教諭、当該児童担任、同学年担任、生徒指導担当 養護教諭、スクールカウンセラー(必要に応じて)

3 対応方針の決定・役割分担

- (1)情報の整理
- (2) 対応方針
 - ・緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度を確認
- (3)役割分担
 - ・被害者、加害者、周辺児童からの事情聴取と支援・指導担当
 - ・保護者への対応担当、関係機関への対応担当

4 事実の究明と支援・指導

- ・いじめの状況を把握するとともに、いじめのきっかけの聴取を行います。
- ・事実に基づく聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行います。

- ・複数の職員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守します。
- ・いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることを防ぎます。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護 者と共有するための必要な措置を講じます。

5 いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

(1) いじめの被害者への対応

- ※ 心のケア (スクールカウンセラーの活用等) や安心して学校に通学できるようにするための対応
- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になります。
- ・担任を中心に、児童が心を開きやすい職員が対応します。
- ・学校は、いじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝えます。
- ・児童のよさやすぐれているところを認め、励まします。
- ・いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導します。
- ・日記の交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努めます。
- ・自己肯定感を回復できるよう、友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行います。

(2) いじめ加害者への指導・対応(複数職員での対応・記録の保管)

- ※ 被害者が恐れている場合も想定して
- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導します。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させます。
- ・対応する職員は、中立の立場で事実確認を行います。
- ・被害者のつらさに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせます。
- ・いじめは決して許されないことであることを分からせ、責任転嫁をさせません。
- ・日記や面談等を通して職員との交流を続けながら、成長を確認していきます。
- 授業を通してよさを認め、プラスの行動に向かわせます。

(3) 観衆、傍観者への指導・対応

- ・いじめは学級や学年等の集団全体の問題として対応し、いじめの問題に職員が児童と共に 本気で取り組んでいる姿勢を示します。
- ・いじめの事実を告げることは、告げ口や「ちくり」などというものではないこと、辛い立 場にある人を救うことであり人権と命を守る立派な行為であることを伝えます。
- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせ ます。
- ・被害者は観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせます。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせます。
- ・いじめの発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせます。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深めます。

(2) 保護者との連携

- ① いじめ被害者の保護者との連携
 - ・事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問(場合によっては保護者に来校していただく)を行い、学校で把握した事実を正確に伝えます。
 - ・学校として徹底して児童を守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
 - ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受けます。
- ② いじめ加害者の保護者との連携
 - ・事情聴取後、児童を送り届けながら家庭訪問(場合によっては保護者に来校していただく) し、事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実の確認をするとともに、相手の児童の状 況も伝え、いじめの深刻さを認識していただきます。
 - ・指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。
 - ・学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝えます。

(3) 関係機関との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、宇美町教育委員会及び粕屋警察署等と連携 して取り組みます。

7 情報提供

いじめの調査結果について、被害児童・保護者への適切な情報提供を行います。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態についての基準

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められると き。
 - ※ 児童が自殺を企図した場合 等
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
 - ※ 不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、連続して5日間欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態発生時の連絡体制

- 発見者→担任→主幹教諭・生徒指導担当→教頭→校長
- ② 校長→宇美町教育委員会
 - ・緊急時には、臨機応変に対応する。
 - ・宇美町教育委員会への電話による一報後、改めて文書で報告する。
 - ・必要に応じて粕屋警察署等、関係機関に通報する。

(3) 重大事態発生時の初動

① いじめ対策委員会の招集

- ② 宇美町教育委員会への報告と連携
- ③ 調査方法〈事実の究明〉
 - ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取(被害者→周囲にいる者→加害者の順)
- ④ 粕屋警察署等への通報等、関係機関との連携

9 公表、点検、評価

- (1)「学校だより」等でいじめ防止基本方針を公表します。
- (2) 年度ごとにいじめ問題への取組を評価します。
- (3) いじめ問題への取組の評価に基づき、宇美町立宇美東小学校いじめ防止基本方針を見直します。

10 令和4年度年間計画

月	指導	等 の 内	容
	職員の活動	児童の活動	保護者・地域への活動
4月	○いじめ防止基本方針及びいじ	○学級開き、学級規範づくり	○いじめ対策についての周
	め対策にかかわる共通理解	(いじめをしない・させな	知(学校だより、PTA
	○児童に関する情報交換	い・見逃さない)	総会 等)
	○生徒指導委員会でのいじめ等	○いじめアンケート実施	
	交流	○行事を通した人間関係づ	
	○個人懇談による情報収集	くり (歓迎集会)	
5月	○個人懇談で収集した情報の交	○いじめアンケート実施	
	換	○QUテスト実施	
	○生徒指導委員会でのいじめ等	○行事を通した人間関係づ	
	交流	くり(運動会)	
6月	○QUテストの分析に基づく実	○いじめアンケート実施	○学校だよりによるいじめ
	践		聞き取り調査の周知
	○教育相談週間による聞取調査		○保護者対象いじめアンケ
	○該当児童への詳しい聞取調査		ート実施
	○生徒指導委員会でのいじめ		
7月	○気になる児童の交流会	○いじめアンケート実施	○保護者対象いじめアンケ
	○生徒指導委員会でのいじめ等		ート結果と結果を受けた
	交流		実践の報告
8月	○生徒指導委員会での第1学期		
	実践の振り返り		
	○保護者個人懇談による情報収		
	集		
9月	○夏季休業中におけるいじめに	 ○いじめアンケート実施	○道徳学習参観後のPT
	関する聞き取り		A研修会

	○生徒指導委員会でのいじめ等		
	交流		
10	○教育相談週間による聞き取り	○いじめアンケート実施	○学校だよりによるいじめ
月	調査	○行事を通した人間関係づ	聞き取り調査の周知
	○該当児童への詳しい聞き取り	くり (秋の遠足)	○保護者対象いじめアンケ
	調査	(修学旅行:6年)	ート実施
	○生徒指導委員会でのいじめ等	(防災キャンプ:5年)	
	交流		
11	○生徒指導委員会でのいじめ等	○いじめアンケート実施	○道徳学習参観
月	交流	○行事を通した人間関係づ	○保護者対象いじめアンケ
		くり(東っ子フェスタ)	ート結果と結果を受けた
		(持久走記録会)	実践の報告
		○QUテスト実施	
12	○生徒指導委員会でのいじめ等	○いじめアンケート実施	
月	交流	○人権週間をふまえた学級	
		での指導	
1月	○生徒指導委員会でのいじめ等	○いじめアンケート実施	
	交流		
2月	○生徒指導委員会でのいじめ等	○いじめアンケート実施	
	交流		
	○ 教育相談週間による聞き取り		
	調査		
3月	○年度末反省会でのいじめ等対	○いじめアンケート実施	
	策の振り返り	○行事を通した人間関係づ	
	○いじめ防止基本方針の見直し	くり(ありがとう集会)	